

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

##### (1) 対象事件・合議体の構成

###### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（**除外決定**、法3条1項）。

さらに、平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、長期間の審判を要する事件等についても決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱うこととされた（除外決定、法3条の2第1項）。

###### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる（法2条2項、3項）。

##### (2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

###### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起（起訴）することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付きなければならない（法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定

を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**、法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**実審理期間・開廷回数**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論），最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述），審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、開廷時間・証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定），順次、区分し

た事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

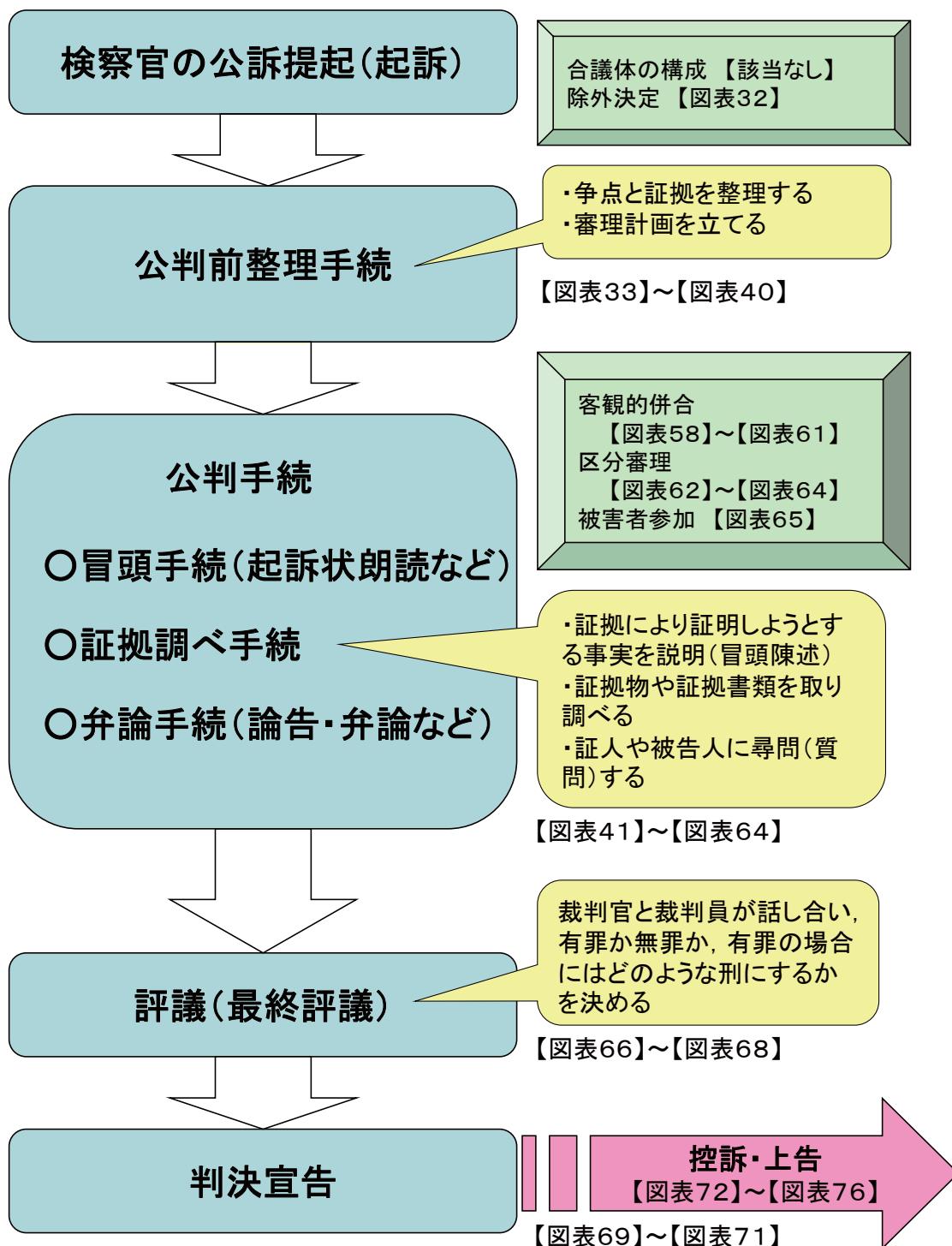
#### ウ 評議

公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議），それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

#### エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。

## 2 概況

令和元年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。

各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

**図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ**

事項 (平均)		区分	総数	自白	否認
平均審理期間	受理～第1回	9.4(月)	7.0(月)	11.6(月)	(注) 図表41参照
	受理～終局	10.3(月)	7.9(月)	12.5(月)	(注) 図表42参照
平均実審理期間		10.5(日)	6.8(日)	14.1(日)	(注) 図表44参照
平均開廷回数		4.8(回)	3.8(回)	5.7(回)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期間		8.5(月)	6.4(月)	10.5(月)	(注) 図表33参照
平均公判前整理手続期日回数		5.0(回)	3.9(回)	6.1(回)	(注) 図表66参照
平均評議時間		768.2(分)	567.5(分)	961.5(分)	(注) 図表46参照
平均取調べ証拠数		20.9(個)	17.4(個)	24.3(個)	(注) 図表47参照
平均取調べ証人数		2.9(人)	1.7(人)	4.1(人)	(注) 図表49参照
平均証人尋問時間		221.6(分)	99.4(分)	322.0(分)	(注) 図表51参照
平均被告人質問時間		176.6(分)	141.4(分)	210.9(分)	(注) 図表55参照
平均開廷時間		621.3(分)	407.0(分)	829.8(分)	

## 3 審理

### (1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、令和元年中に終局した事件においては9人であった。

図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）

（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）

（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員

	法3条1項	法3条の2第1項
総数	9	-
殺人	3	-
銃刀法違反	3	-
組織的犯罪処罰法違反	3	-

（注）実人員である。

## (2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。

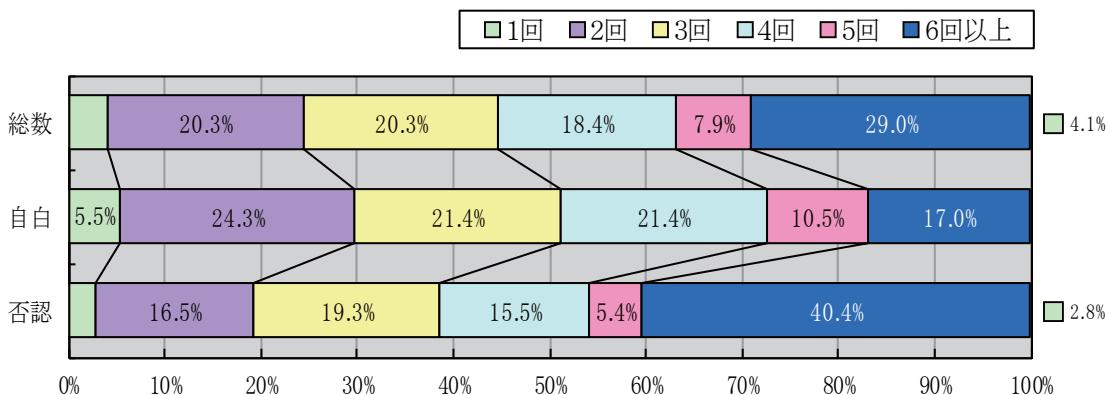
なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 979	-	(4.1) 40	(20.3) 199	(20.3) 199	(18.4) 180	(7.9) 77	(29.0) 284	5.0
自白	(100.0) 477	-	(5.5) 26	(24.3) 116	(21.4) 102	(21.4) 102	(10.5) 50	(17.0) 81	3.9
否認	(100.0) 502	-	(2.8) 14	(16.5) 83	(19.3) 97	(15.5) 78	(5.4) 27	(40.4) 203	6.1

(注) 1 実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。



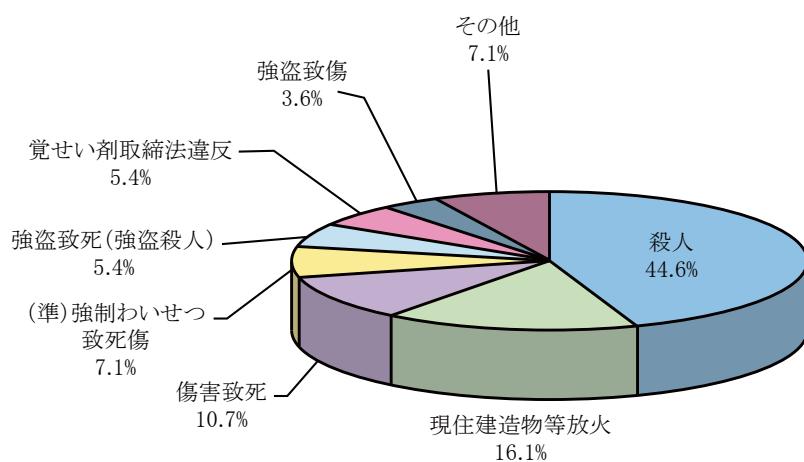
図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,001	(5.6) 56
殺人	237	(10.5) 25
現住建造物等放火	98	(9.2) 9
傷害致死	79	(7.6) 6
(準)強制わいせつ致死傷	70	(5.7) 4
強盗致死(強盗殺人)	25	(12.0) 3
覚せい剤取締法違反	116	(2.6) 3
強盗致傷	206	(1.0) 2
(準)強制性交等致死傷	39	(2.6) 1
死体損壊等	1	(100.0) 1
保護責任者遺棄致死	5	(20.0) 1
窃盗	2	(50.0) 1

(注) 1 実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った人員の罪名別の割合

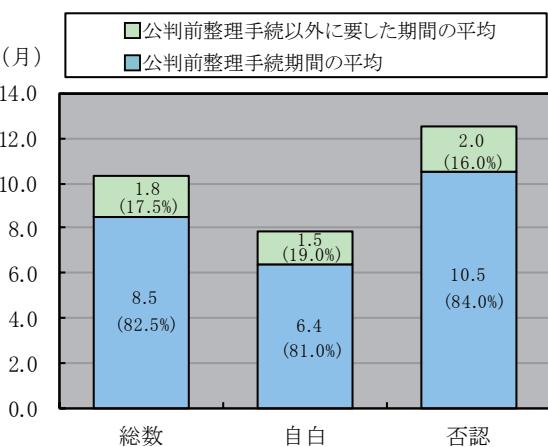


平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均の推移の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

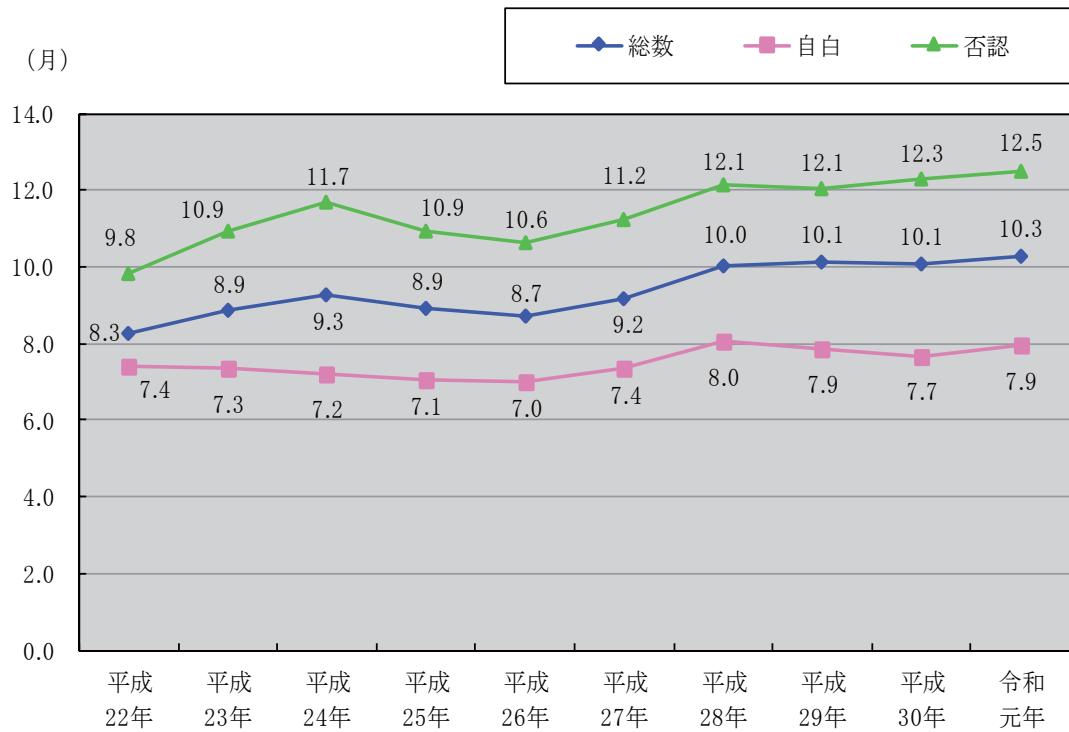
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	10.3	(82.5) 8.5	(17.5) 1.8
自白	7.9	(81.0) 6.4	(19.0) 1.5
否認	12.5	(84.0) 10.5	(16.0) 2.0



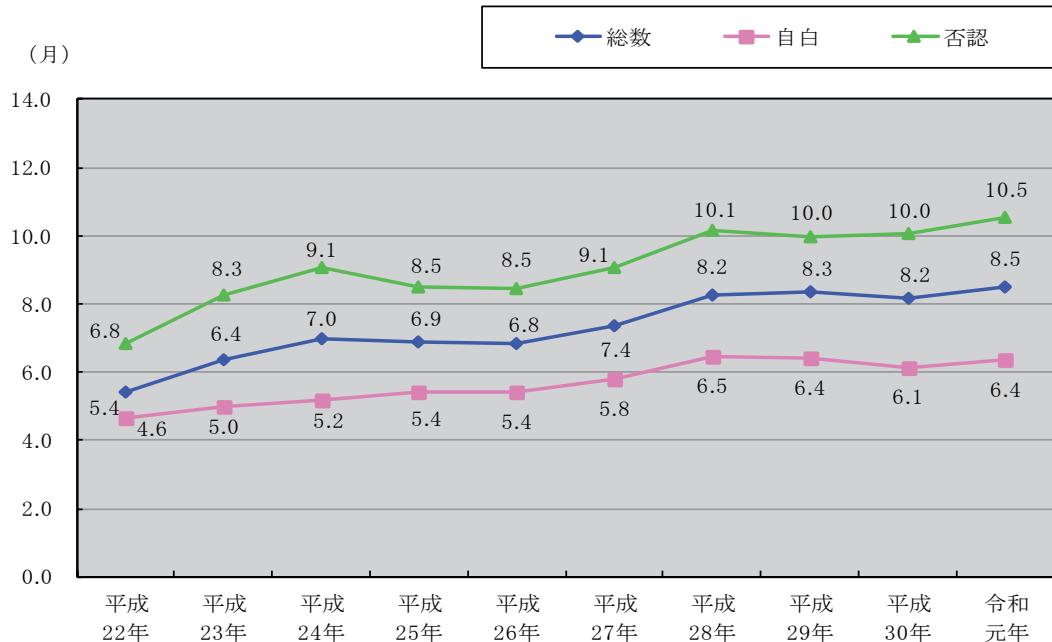
(注) ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移  
(総数・自白・否認)



(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移  
(総数・自白・否認)



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表3 6 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間**

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	10.3	(82.5) 8.5	(17.5) 1.8	7.9	(81.0) 6.4	(19.0) 1.5	12.5	(84.0) 10.5	(16.0) 2.0
殺人	10.7	(84.1) 9.0	(15.9) 1.7	7.8	(82.1) 6.4	(17.9) 1.4	13.0	(86.2) 11.2	(13.8) 1.8
強盗致傷	9.8	(79.6) 7.8	(20.4) 2.0	7.9	(78.5) 6.2	(21.5) 1.7	12.0	(81.7) 9.8	(18.3) 2.2
覚せい剤取締法違反	10.5	(83.8) 8.8	(16.2) 1.7	7.7	(81.8) 6.3	(18.2) 1.4	12.1	(84.3) 10.2	(15.7) 1.9
現住建造物等放火	9.6	(87.5) 8.4	(12.5) 1.2	7.9	(86.1) 6.8	(13.9) 1.1	11.5	(87.8) 10.1	(12.2) 1.4
傷害致死	10.7	(80.4) 8.6	(19.6) 2.1	7.8	(83.3) 6.5	(16.7) 1.3	13.4	(79.9) 10.7	(20.1) 2.7
(準)強制わいせつ致死傷	8.0	(85.0) 6.8	(15.0) 1.2	6.1	(85.2) 5.2	(14.8) 0.9	10.9	(84.4) 9.2	(15.6) 1.7
(準)強制性交等致死傷	8.3	(84.3) 7.0	(15.7) 1.3	7.6	(89.5) 6.8	(10.5) 0.8	9.3	(78.5) 7.3	(21.5) 2.0
麻薬特例法違反	12.2	(62.3) 7.6	(37.7) 4.6	11.9	(52.9) 6.3	(47.1) 5.6	13.0	(76.2) 9.9	(23.8) 3.1
強盗致死(強盗殺人)	14.1	(87.9) 12.4	(12.1) 1.7	10.1	(85.1) 8.6	(14.9) 1.5	16.0	(89.4) 14.3	(10.6) 1.7
強盗・強制性交等	8.8	(79.5) 7.0	(20.5) 1.8	6.4	(82.8) 5.3	(17.2) 1.1	12.9	(78.3) 10.1	(21.7) 2.8

(注) 1 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

2 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

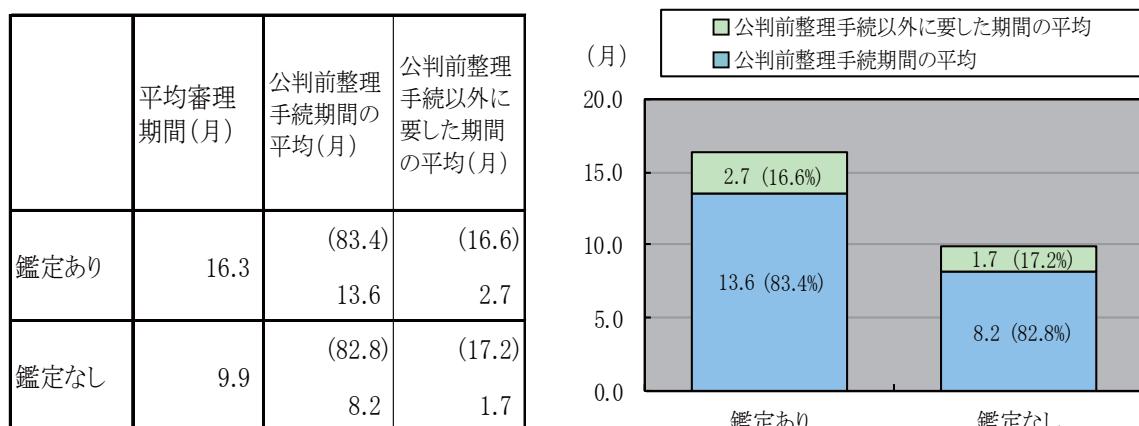
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表3.7 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間															手 平 均 期 公 判 前 整 理 (月)		
	15日以内	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	1年以内	1年3ヶ月以内	1年6ヶ月以内	1年9ヶ月以内	2年以内	2年3ヶ月以内	2年6ヶ月以内	2年9ヶ月以内	3年以内	3年を超える		
総数	979	-	-	3	16	336	291	165	92	32	19	12	4	3	-	3	3	8.5
自白	477	-	-	3	16	253	138	42	16	5	4	-	-	-	-	-	-	6.4
否認	502	-	-	-	-	83	153	123	76	27	15	12	4	3	-	3	3	10.5

(注) 実人員である。

図表3.8 第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間



(注) ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間**

	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	1,001	10.3	(82.5) 8.5	(17.5) 1.8
2回以下	8	3.8	(94.7) 3.6	(5.3) 0.2
3回	271	6.6	(81.8) 5.4	(18.2) 1.2
4回	327	8.9	(84.3) 7.5	(15.7) 1.4
5回以上	395	14.0	(83.6) 11.7	(16.4) 2.3

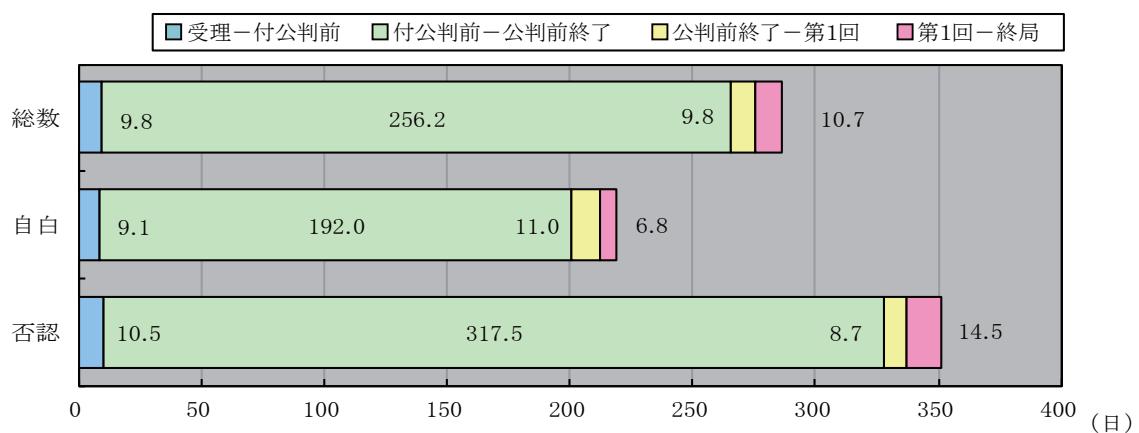
(注) 1 実人員である。

2 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

3 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、  
裁判官のみで行われたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。  
 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。  
 3 日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

## (3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

判決 人員	3月 以内	審 理 期 間						平均審理 期間(月)	
		4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える		
総数	1,001	6	35	83	132	295	219	231	10.3
自白	491	6	31	67	95	165	84	43	7.9
否認	510	-	4	16	37	130	135	188	12.5

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

判決 人員	2日	実 審 理 期 間								平均実審理 期間(日)	
		3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える		
総数	1,001	-	96	104	79	370	281	50	12	9	10.5
自白	491	-	91	86	59	188	59	8	-	-	6.8
否認	510	-	5	18	20	182	222	42	12	9	14.1

(注) 1 実人員である。

2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。

5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別、自白・否認別、第1回公判期日前の鑑定の有無別）は、図表43ないし図表45のとおりである（なお、取調べ証人数別の開廷回数の分布状況については、図表56を参照。）。

図表43 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

判決人員	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	平均開廷回数(回)	
								開廷回数	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
殺人	237	1	43	93	46	24	8	22	5.0
強盗致傷	206	2	52	58	38	35	8	13	4.8
覚せい剤取締法違反	116	-	38	37	15	11	7	8	4.6
現住建造物等放火	98	-	28	42	18	7	1	2	4.2
傷害致死	79	-	20	26	8	10	7	8	5.1
(準)強制わいせつ致死傷	70	4	37	20	5	4	-	-	3.5
(準)強制性交等致死傷	39	1	18	12	4	2	1	1	3.9
麻薬特例法違反	32	-	5	6	5	6	6	4	5.7
強盗致死(強盗殺人)	25	-	2	3	5	4	5	6	7.0
強盗・強制性交等	19	-	9	4	5	-	1	-	3.9
銃刀法違反	14	-	3	2	4	3	-	2	6.5
偽造通貨行使	13	-	8	5	-	-	-	-	3.4
危険運転致死	8	-	4	1	2	-	1	-	4.1
傷害	7	-	-	3	3	-	-	1	5.3
逮捕監禁致死傷	7	-	1	2	1	1	2	-	5.1
(準)強姦致死傷	5	-	1	2	1	-	-	1	5.0
保護責任者遺棄致死	5	-	-	1	1	2	1	-	5.6
強盗	5	-	1	1	2	-	1	-	4.8
拐取者身の代金取得等	3	-	-	2	-	-	-	1	5.7
強盗強姦	3	-	-	3	-	-	-	-	4.0
窃盗	2	-	-	1	-	-	1	-	5.5
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	1	13.0
(準)強制性交等	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	1	11.0
暴行	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
強要	1	-	-	-	-	-	1	-	7.0
大麻取締法違反	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
関税法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表4 4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
自白	491	8	242	160	39	24	10	8	3.8
否認	510	-	29	167	125	85	41	63	5.7

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

図表4 5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
鑑定あり	56	-	1	20	22	6	4	3	5.1
鑑定なし	945	8	270	307	142	103	47	68	4.7

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

## (4) 公判審理（証拠調べ）

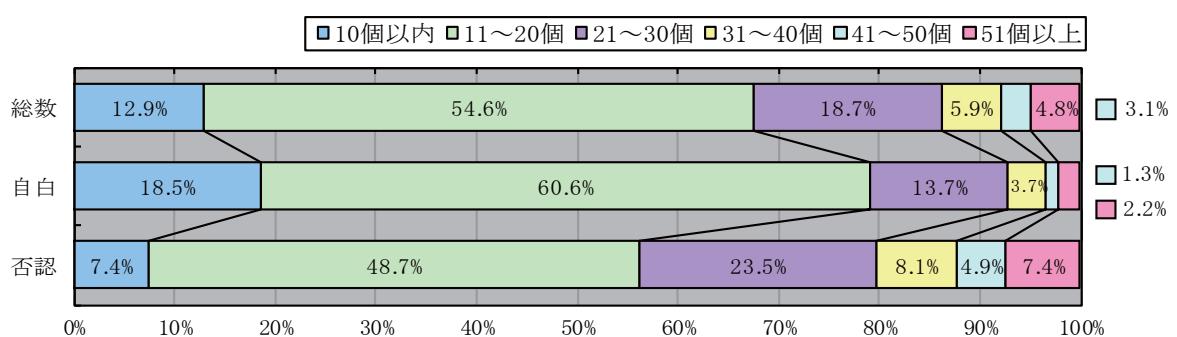
取調べ証拠数、取調べ証人数、罪名別の取調べ証人数、自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間、被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表4.6ないし図表5.1のとおりである（なお、平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については、図表5.7を参照。）。

図表4.6 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数（個）
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	931	120	508	174	55	29	45	20.9
自白	459	85	278	63	17	6	10	17.4
否認	472	35	230	111	38	23	35	24.3

(注) 1 件数建てであり、概数である。

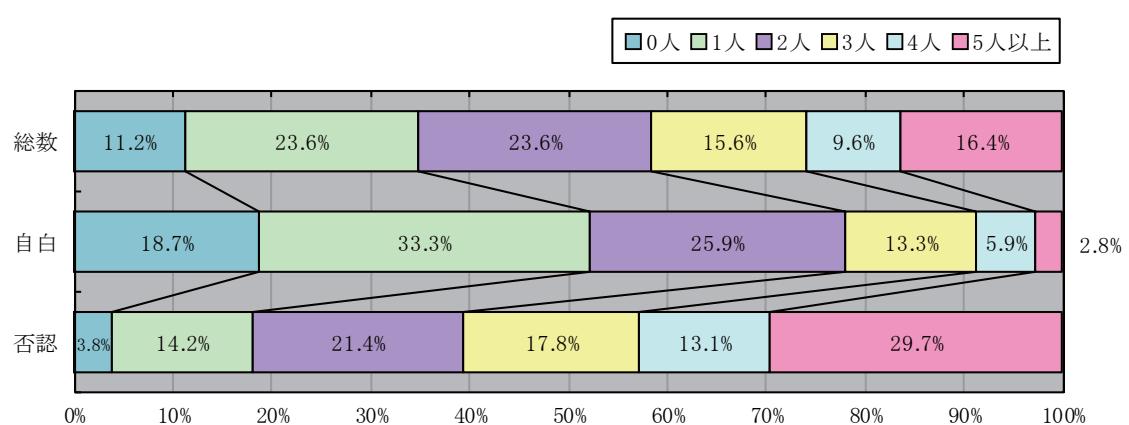
2 取調べ証拠数には証人を含む。



図表4.7 取調べ証人別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

	終局件数							平均取調べ証人数 (人)	
	総数	取調べ証人別							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	931	104	220	220	145	89	153	2.9	
自白	459	86	153	119	61	27	13	1.7	
否認	472	18	67	101	84	62	140	4.1	

(注) 件数建てであり、概数である。



図表4.8 取調べ証人別終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

	終局件数							平均取調べ証人数 (人)	
	総数	取調べ証人件数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	931	104	220	220	145	89	153	2.9	
殺人	228	18	33	62	44	30	41	3.5	
強盗致傷	171	16	35	39	33	19	29	2.8	
覚せい剤取締法違反	109	35	35	19	9	3	8	1.6	
現住建造物等放火	98	6	23	28	15	9	17	2.9	
傷害致死	75	7	16	15	10	6	21	3.4	
(準)強制わいせつ致死傷	69	6	27	23	3	4	6	2.0	
(準)強制性交等致死傷	39	7	9	9	8	3	3	2.6	
麻薬特例法違反	28	1	17	3	3	1	3	2.2	
強盗致死(強盗殺人)	24	-	4	3	5	2	10	5.0	
強盗・強制性交等	19	5	4	3	3	3	1	1.9	
偽造通貨行使	13	1	8	3	1	-	-	1.3	
銃刀法違反	9	1	2	1	2	1	2	4.7	
危険運転致死	8	-	1	1	3	1	2	3.5	
傷害	6	-	-	-	4	1	1	3.7	
逮捕監禁致死傷	6	-	1	1	-	3	1	3.5	
(準)強姦致死傷	5	-	1	3	-	-	1	4.6	
保護責任者遺棄致死	5	-	1	1	-	1	2	4.2	
強盗	4	-	1	1	-	-	2	3.5	
強盗強姦	3	-	-	3	-	-	-	2.0	
拐取者身の代金取得等	2	-	-	-	1	-	1	4.5	
窃盗	2	-	1	-	-	1	-	2.5	
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	1	8.0	
(準)強制性交等	1	-	-	-	1	-	-	3.0	
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	1	7.0	
暴行	1	-	-	1	-	-	-	2.0	
強要	1	-	-	-	-	1	-	4.0	
大麻取締法違反	1	-	1	-	-	-	-	1.0	
関税法違反	1	-	-	1	-	-	-	2.0	

(注) 件数建てであり、概数である。

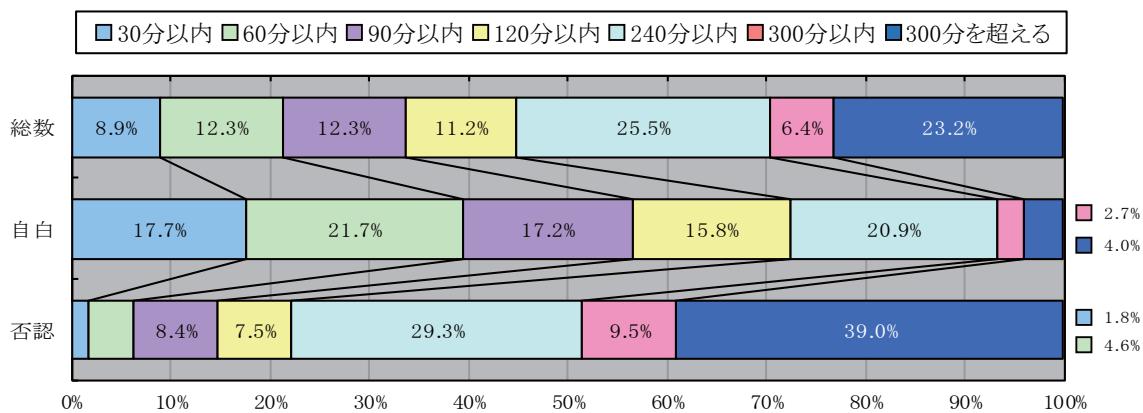
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人尋問時間時間							平均証人尋問時間(分)
		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	300分以内	300分を超える	
総数	827	74	102	102	93	211	53	192	221.6
自白	373	66	81	64	59	78	10	15	99.4
否認	454	8	21	38	34	133	43	177	322.0

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

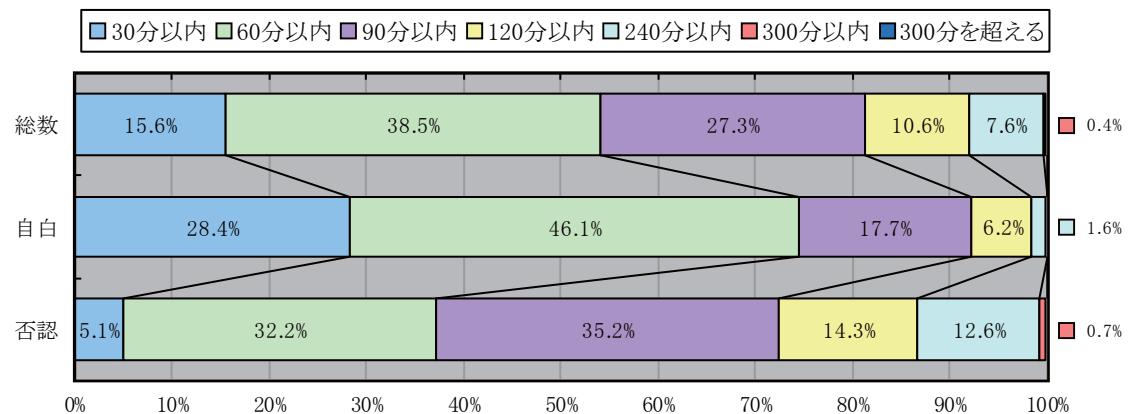


図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たりの平均証人尋問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	827	129	318	226	88	63	3	-	64.6
自白	373	106	172	66	23	6	-	-	48.0
否認	454	23	146	160	65	57	3	-	78.3

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

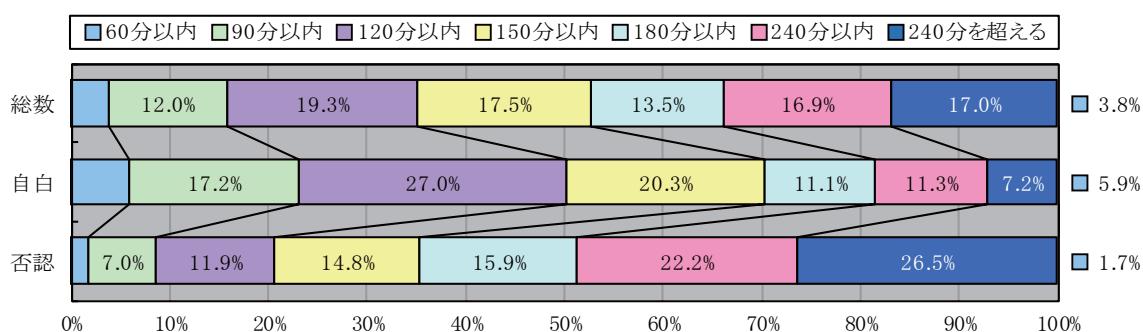


### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表51 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	931	35	112	180	163	126	157	158	176.6
自白	459	27	79	124	93	51	52	33	141.4
否認	472	8	33	56	70	75	105	125	210.9

(注) 件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表52ないし図表54のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表57を参照。）。

図表52 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	931	104	220	220	145	89	153	
開 廷 時 間	5時間以内	177	60	77	35	4	1	-
	6時間以内	91	19	38	25	8	1	-
	7時間以内	92	8	24	41	12	4	3
	8時間以内	86	5	22	30	22	5	2
	9時間以内	74	4	22	20	19	6	3
	10時間以内	63	3	11	20	16	11	2
	11時間以内	60	-	7	12	17	13	11
	12時間以内	40	1	3	9	9	8	10
	12時間を超える	248	4	16	28	38	40	122

(注) 件数建てであり、概数である。

図表5.3 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証人尋問時間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	827	74	102	102	93	211	245	33.7	
開 廷 時 間	5時間以内	117	46	43	19	8	1	-	17.8
	6時間以内	72	14	18	19	16	5	-	20.3
	7時間以内	84	5	18	19	18	24	-	24.1
	8時間以内	81	5	4	12	18	42	-	27.0
	9時間以内	70	1	4	15	11	35	4	26.2
	10時間以内	60	-	9	4	7	32	8	28.0
	11時間以内	60	1	2	2	6	28	21	33.4
	12時間以内	39	-	1	4	4	10	20	34.0
	12時間を超える	244	2	3	8	5	34	192	39.9

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表5.4 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被告人質問時間							開廷時間に 占める被告 人質問時間 の割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	931	35	112	180	163	126	157	158	28.4	
開 廷 時 間	5時間以内	177	21	68	60	22	5	1	-	38.5
	6時間以内	91	6	9	36	22	14	4	-	35.9
	7時間以内	92	-	12	27	34	8	10	1	33.6
	8時間以内	86	2	8	18	24	19	13	2	31.2
	9時間以内	74	-	5	15	15	13	17	9	32.7
	10時間以内	63	1	4	7	9	13	18	11	31.8
	11時間以内	60	-	4	3	13	13	21	6	28.2
	12時間以内	40	-	-	4	5	10	13	8	27.8
	12時間を超える	248	5	2	10	19	31	60	121	24.3

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

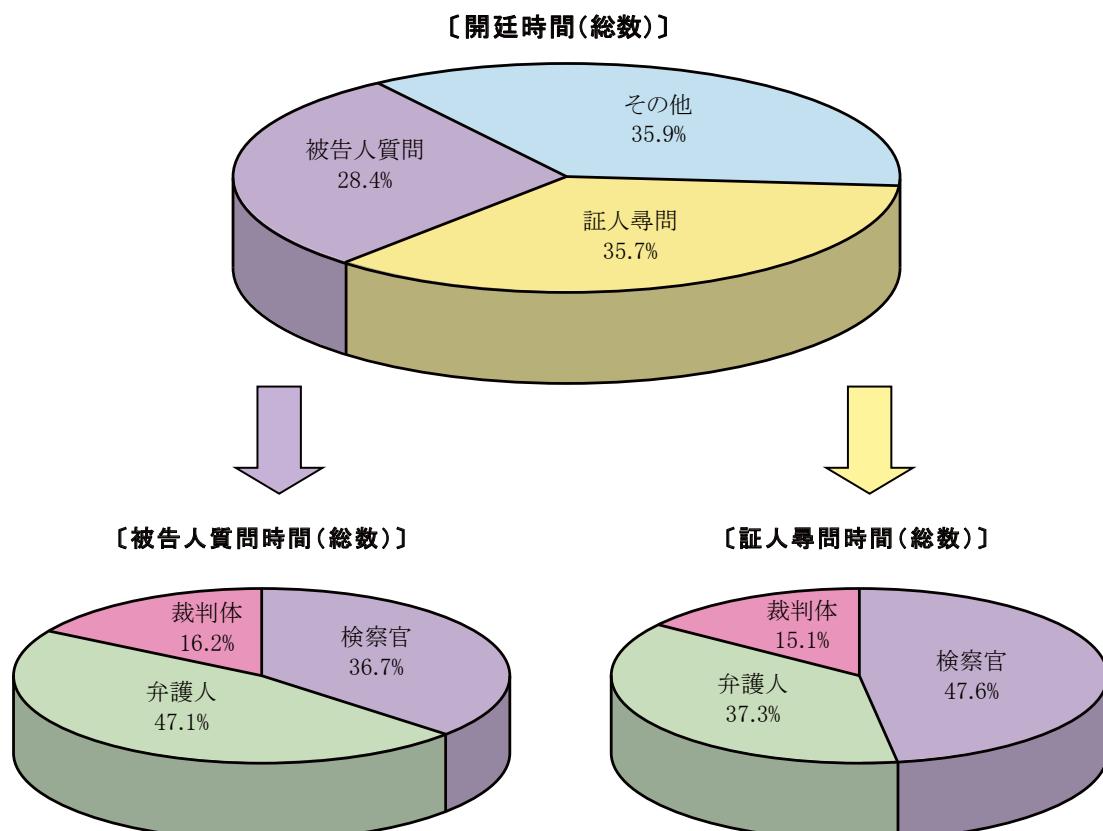
平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人尋問時間 (分)	うち			平均被告人質問時間 (分)	うち		
			検察官	弁護人	裁判体		検察官	弁護人	裁判体
総数	621.3	221.6	105.4	82.7	33.5	176.6	64.8	83.2	28.6
自白	407.0	99.4	41.9	40.3	17.2	141.4	51.4	66.1	24.0
否認	829.8	322.0	157.6	117.4	47.0	210.9	77.9	99.8	33.2

（注）1 概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



（注） 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表5 6 取調べ証人件数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局 件数	取調べ証人件数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		931	104	220	220	145	89	153
開 廷 回 数	2回以内	9	1	4	4	-	-	-
	3回	278	81	109	69	18	1	-
	4回	324	20	85	103	74	29	13
	5回	151	2	16	26	36	35	36
	6回以上	169	-	6	18	17	24	104

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人件数を比較したものが、図表5 7である。

図表5 7 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人件数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人件数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	388.3	215.0	727.8	1.8	0.9	3.6
うち裁判員裁判対象事件	656.8	440.0	873.6	2.9	1.7	4.1

(注) 1 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。

2 終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件のうち、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。

3 図表5 5は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

4 取調べ証人件数は延べ人員で計上する場合があるため図表4 7とは異なる。

## (5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58－1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

		終局 件数	取 調 ベ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数		459	85	278	63	17	6	10	17.4
公 訴 事 実 の 数	1個	288	69	187	24	4	1	3	15.0
	2個	100	13	60	21	5	-	1	18.0
	3個	23	2	9	6	3	3	-	23.7
	4個	20	1	11	4	2	-	2	25.4
	5個以上	28	-	11	8	3	2	4	29.2

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58－2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

		終局 件数	取 調 ベ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数		472	35	230	111	38	23	35	24.3
公 訴 事 実 の 数	1個	272	29	156	54	14	11	8	19.9
	2個	96	4	46	27	9	7	3	23.2
	3個	46	-	15	17	5	1	8	30.4
	4個	21	1	8	7	2	1	2	26.9
	5個以上	37	1	5	6	8	3	14	50.4

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表59－1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）**

		終局件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		459	6	26	72	114	92	63	86	222.2
公訴事実の数	1個	288	4	17	42	74	65	39	47	214.7
	2個	100	2	3	18	21	17	16	23	243.0
	3個	23	-	3	3	7	1	1	8	244.4
	4個	20	-	-	5	5	3	4	3	204.4
	5個以上	28	-	3	4	7	6	3	5	220.4

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

**図表59－2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）**

		終局件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		472	-	-	4	24	45	67	332	520.6
公訴事実の数	1個	272	-	-	1	14	28	42	187	475.5
	2個	96	-	-	1	5	13	14	63	464.1
	3個	46	-	-	2	2	2	5	35	553.7
	4個	21	-	-	-	2	2	4	13	426.2
	5個以上	37	-	-	-	1	-	2	34	1011.3

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表60－1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)**

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		459	9	249	156	29	16	3.6
公 訴 事 実 の 数	1個	288	5	167	94	16	6	3.5
	2個	100	4	45	40	6	5	3.7
	3個	23	—	13	7	2	1	3.7
	4個	20	—	10	8	—	2	3.7
	5個以上	28	—	14	7	5	2	3.9

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

**図表60－2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)**

		終局 件数	開 �廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		472	—	29	168	122	153	5.5
公 訴 事 実 の 数	1個	272	—	16	108	77	71	5.1
	2個	96	—	8	31	30	27	5.2
	3個	46	—	3	14	8	21	5.8
	4個	21	—	1	11	1	8	5.0
	5個以上	37	—	1	4	6	26	9.3

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表 61-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)**

		終局件数	開廷時間						平均開廷時間(分)
			360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数		459	238	55	49	34	25	58	407.0
公訴事実の数	1個	288	157	37	35	20	10	29	382.0
	2個	100	50	10	7	9	11	13	438.4
	3個	23	12	1	1	-	2	7	473.3
	4個	20	9	3	1	4	-	3	438.4
	5個以上	28	10	4	5	1	2	6	474.9

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

**図表 61-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)**

		終局件数	開廷時間						平均開廷時間(分)
			360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数		472	30	37	37	40	38	290	829.8
公訴事実の数	1個	272	17	25	26	24	22	158	729.4
	2個	96	7	8	1	10	12	58	779.8
	3個	46	4	2	5	3	3	29	925.9
	4個	21	1	2	4	2	-	12	746.2
	5個以上	37	1	-	1	1	1	33	1625.6

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

## (6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員8人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたものは8個（うち自白2個、否認6個）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたものは0個であった<sup>\*1</sup>。また、区分事件審判による部分判決の結果は、有罪が8個、無罪が0個であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
8	8	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 延 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,001	8	271	327	164	109	51	71	4.8
区分審理決定あり	8	-	-	-	-	2	-	6	13.4
区分審理決定なし	993	8	271	327	164	107	51	65	4.7

(注) 1 実人員である。

2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたもの並びに区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

\*1 区分事件審判における公判が開かれた平均開廷時間は、自白が100.5分、否認が678.3分であり、平均開廷回数は、自白が2.0回、否認が7.0回であった。

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

判決 人員	開廷時間							平均開廷 時間(分)	
	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	960分 以内	960分 を超える		
総数	1,001	269	175	151	102	92	57	155	662.1
区分審理決定あり	8	-	1	-	1	-	-	6	1980.3
区分審理決定なし	993	269	174	151	101	92	57	149	651.5

- (注) 1 実人員である。  
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。  
 4 図表55は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

## (7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、86人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

判決人員	参加を申し出た被害者等						
		うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	
総数	211	326	320	48	132	190	246
殺人	85	141	140	11	51	76	106
傷害致死	31	54	49	9	31	38	42
(準)強制わいせつ致死傷	22	24	24	7	12	15	23
強盗致傷	19	26	26	2	5	7	11
(準)強制性交等致死傷	18	23	23	5	11	16	20
強盗致死(強盗殺人)	10	20	20	4	12	13	14
強盗・強制性交等	10	12	12	2	3	10	11
(準)強姦致死傷	3	4	4	-	1	1	3
傷害	3	4	4	3	3	4	2
逮捕監禁致死傷	3	5	5	-	2	3	5
危険運転致死	3	7	7	1	1	1	4
拐取者身の代金取得等	2	2	2	2	-	2	2
(準)強制わいせつ	1	2	2	2	-	2	1
強盗	1	2	2	-	-	2	2

(注) 1 判決人員は、被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

#### 4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別、罪名別及び開廷回数別）は、図表66ないし図表68のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決 人員	評 議	時 間							平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える	
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2
自白	491	34	76	100	106	61	55	59	567.5
否認	510	4	19	30	61	62	69	265	961.5

(注) 実人員である。

図表6.7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

判決 人員	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分を 超える	平均 評議 時間 (分)	
								評 議 時 間	
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2
殺人	237	4	18	27	36	26	32	94	849.1
強盗致傷	206	11	20	23	35	24	32	61	761.4
覚せい剤取締法違反	116	10	17	19	13	9	11	37	726.4
現住建造物等放火	98	-	10	14	17	14	12	31	726.2
傷害致死	79	1	5	8	18	14	8	25	794.4
(準)強制わいせつ致死傷	70	4	13	13	14	10	7	9	575.9
(準)強制性交等致死傷	39	2	3	3	8	8	4	11	694.1
麻薬特例法違反	32	3	3	7	6	3	3	7	648.9
強盗致死(強盗殺人)	25	-	1	2	4	3	2	13	859.9
強盗・強制性交等	19	1	2	5	3	2	2	4	670.6
銃刀法違反	14	-	-	1	2	-	1	10	1088.9
偽造通貨行使	13	2	2	3	1	1	1	3	534.3
危険運転致死	8	-	-	4	-	4	-	-	560.6
傷害	7	-	-	-	2	-	1	4	888.7
逮捕監禁致死傷	7	-	-	-	1	2	1	3	958.0
(準)強姦致死傷	5	-	-	1	2	-	1	1	761.2
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	2	1	1	1	684.2
強盗	5	-	-	-	1	-	2	2	958.2
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	2	1	896.3
強盗強姦	3	-	-	-	1	1	-	1	696.7
窃盜	2	-	-	-	-	-	-	2	1567.5
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	-	
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	1	
(準)強制性交等	1	-	-	-	1	-	-	-	
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	1	
暴行	1	-	-	-	-	-	-	1	
強要	1	-	-	-	-	-	-	1	
大麻取締法違反	1	-	-	-	-	1	-	-	
関税法違反	1	-	-	-	-	-	1	-	

(注) 実人員である。

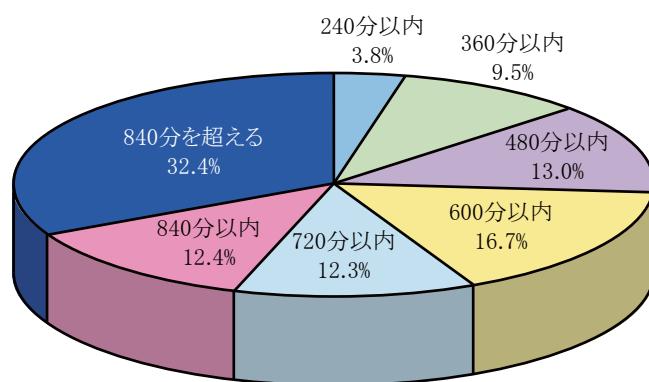
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表6.8 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決 人員	評議時間							平均 評議 時間 (分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える	
総数	1,001	38	95	130	167	123	124	324	768.2
開廷回数	2回以下	8	-	4	1	-	2	1	470.9
	3回	271	21	55	72	49	27	30	504.8
	4回	327	13	27	40	74	60	40	658.3
	5回	164	3	4	10	19	20	31	863.1
	6回以上	231	1	5	7	25	14	22	1175.9

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。



## 5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、序別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決 人員	うち自白		うち否認	
			うち控訴		うち控訴
総数	1,001	491	115	510	285
殺人	237	108	26	129	70
強盜致傷	206	112	31	94	54
覚せい剤取締法違反	116	43	7	73	51
現住建造物等放火	98	51	6	47	19
傷害致死	79	39	7	40	24
(準)強制わいせつ致死傷	70	43	3	27	8
(準)強制性交等致死傷	39	22	7	17	8
麻薬特例法違反	32	23	14	9	5
強盗致死(強盗殺人)	25	8	1	17	16
強盗・強制性交等	19	12	3	7	5
銃刀法違反	14	2	1	12	5
偽造通貨行使	13	10	1	3	1
危険運転致死	8	6	3	2	2
傷害	7	1	-	6	3
逮捕監禁致死傷	7	2	2	5	3
(準)強姦致死傷	5	3	-	2	1
保護責任者遺棄致死	5	3	1	2	-
強盗	5	-	-	5	4
拐取者身の代金取得等	3	2	2	1	1
強盗強姦	3	-	-	3	3
窃盗	2	-	-	2	-
通貨偽造	1	1	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	-	-	1	1
(準)強制性交等	1	-	-	1	1
死体損壊等	1	-	-	1	-
暴行	1	-	-	1	-
強要	1	-	-	1	-
大麻取締法違反	1	-	-	1	-
関税法違反	1	-	-	1	-

(注) 実人員である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員**

府名	終局人 員	有 罪	一部 有 罪 ・ 無 罪	無 罪	家 裁 へ 移 送	そ の 他	府名	終局人 員	有 罪	一部 有 罪 ・ 無 罪	無 罪	家 裁 へ 移 送	そ の 他
総数	1,021	976	11	13	1	20	広島地裁本庁	27	27	-	-	-	-
東京地裁本庁	129	124	3	1	-	1	山口地裁本庁	11	10	-	-	-	1
東京地裁立川支部	27	27	-	-	-	-	岡山地裁本庁	11	11	-	-	-	-
横浜地裁本庁	54	44	3	1	-	6	鳥取地裁本庁	4	4	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	8	8	-	-	-	-	松江地裁本庁	3	3	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	35	35	-	-	-	-	福岡地裁本庁	41	40	-	1	-	-
千葉地裁本庁	107	101	1	4	-	1	福岡地裁小倉支部	10	10	-	-	-	-
水戸地裁本庁	23	22	-	-	-	1	佐賀地裁本庁	-	-	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	14	14	-	-	-	-	長崎地裁本庁	7	7	-	-	-	-
前橋地裁本庁	15	13	1	-	1	-	大分地裁本庁	6	6	-	-	-	-
静岡地裁本庁	4	4	-	-	-	-	熊本地裁本庁	12	12	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	5	5	-	-	-	-	鹿児島地裁本庁	12	12	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	7	6	-	1	-	-	宮崎地裁本庁	8	8	-	-	-	-
甲府地裁本庁	15	14	-	-	-	1	那覇地裁本庁	13	13	-	-	-	-
長野地裁本庁	2	1	-	-	-	1	仙台地裁本庁	10	10	-	-	-	-
長野地裁松本支部	4	4	-	-	-	-	福島地裁本庁	1	1	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	9	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	7	7	-	-	-	-
大阪地裁本庁	94	90	1	1	-	2	山形地裁本庁	1	1	-	-	-	-
大阪地裁堺支部	16	15	-	-	-	1	盛岡地裁本庁	3	3	-	-	-	-
京都地裁本庁	18	15	2	-	-	1	秋田地裁本庁	10	10	-	-	-	-
神戸地裁本庁	37	37	-	-	-	-	青森地裁本庁	9	8	-	1	-	-
神戸地裁姫路支部	10	10	-	-	-	-	札幌地裁本庁	31	29	-	1	-	1
奈良地裁本庁	6	6	-	-	-	-	函館地裁本庁	4	4	-	-	-	-
大津地裁本庁	13	12	-	-	-	1	旭川地裁本庁	6	6	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	4	3	-	-	-	1	釧路地裁本庁	3	3	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	39	38	-	-	-	1	高松地裁本庁	5	5	-	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	15	15	-	-	-	-	徳島地裁本庁	12	12	-	-	-	-
津地裁本庁	10	10	-	-	-	-	高知地裁本庁	2	2	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	10	10	-	-	-	-	松山地裁本庁	4	4	-	-	-	-
福井地裁本庁	6	5	-	1	-	-							
金沢地裁本庁	8	7	-	1	-	-							
富山地裁本庁	4	4	-	-	-	-							

(注) 1 実人員である。

2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	1,021	976	11	13	1	20
殺人	242	233	2	2	-	5
強盗致傷	209	205	-	1	-	3
覚せい剤取締法違反	116	109	1	6	-	-
現住建造物等放火	101	96	-	2	-	3
傷害致死	80	79	-	-	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	71	70	-	-	-	1
(準)強制性交等致死傷	41	37	-	1	1	2
麻薬特例法違反	32	32	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	25	25	-	-	-	-
強盗・強制性交等	19	19	-	-	-	-
偽造通貨行使	17	12	-	1	-	4
銃刀法違反	14	13	1	-	-	-
危険運転致死	8	8	-	-	-	-
傷害	7	7	-	-	-	-
逮捕監禁致死傷	7	6	1	-	-	-
(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	5	5	-	-	-	-
強盗	5	3	2	-	-	-
強盗強姦	4	3	-	-	-	1
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
窃盗	2	1	1	-	-	-
通貨偽造	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
(準)強制性交等	1	1	-	-	-	-
死体損壊等	1	-	1	-	-	-
暴行	1	-	1	-	-	-
強要	1	-	1	-	-	-
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があつた人員を除く。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表71 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員**

終局人員	終局区分																		控訴申立人員	控訴率（%）			
	有罪												懲役										
	有期						3年以下																
	30年以下			25年以下			20年以下			15年以下			10年以下		7年以下		5年以下						
	有罪人員	死刑	無期懲役										実刑	一部執行猶予	うち保護観察	全部執行猶予	うち保護観察	罰金	無罪	家裁へ移送	その他		
総数	1,021	987	2	18	8	11	41	103	221	192	158	47	3	3	185	89	1	13	1	20	400 40.0		
殺人	242	235	2	5	5	8	31	46	39	28	26	10	-	-	35	8	-	2	-	5	96 40.5		
強盗致傷	209	205	-	-	-	-	1	10	54	48	49	8	-	-	35	25	-	1	-	3	85 41.3		
覚せい剤取締法違反	116	110	-	-	-	3	3	9	61	30	2	1	-	-	1	-	-	6	-	-	58 50.0		
現住建造物等放火	101	96	-	-	-	-	-	2	8	12	23	10	-	-	41	23	-	2	-	3	25 25.5		
傷害致死	80	79	-	-	-	-	-	3	17	29	17	3	-	-	10	1	-	-	-	1	31 39.2		
(準)強制わいせつ致死傷	71	70	-	-	-	-	-	-	2	2	18	9	2	2	39	25	-	-	-	1	11 15.7		
(準)強制性交等致死傷	41	37	-	-	-	-	1	5	12	10	4	4	1	1	1	1	-	1	1	2	15 39.5		
麻薬特例法違反	32	32	-	-	-	-	-	4	10	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19 59.4		
強盗致死(強盗殺人)	25	25	-	13	3	-	2	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17 68.0		
強盗・強制性交等	19	19	-	-	-	-	-	11	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8 42.1		
偽造通貨行使	17	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	11	3	-	1	-	4	2 15.4		
銃刀法違反	14	14	-	-	-	-	1	2	2	6	2	-	-	-	1	-	-	-	-	6	42.9		
危険運転致死	8	8	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 62.5		
傷害	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	4	1	-	-	-	-	3 42.9		
逮捕監禁致死傷	7	7	-	-	-	-	-	1	2	1	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	5 71.4		
(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	1	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 20.0		
保護責任者遭棄致死	5	5	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1 20.0		
強盗	5	5	-	-	-	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4 80.0		
強盗強姦	4	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3 100.0		
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 100.0		
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0		
(準)強制性交等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0		
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
強要	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
闇税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 禁錮刑が言い渡された人員はない。

4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

5 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## 6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準としている。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から令和元年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	控訴審終局人員総数	被告人側							検察官							第一審終局人員 (参考)
		控訴審終局人員	3刑訴法条377	法訴令適用手続の誤り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	控訴審終局人員	3刑訴法条377	法訴令適用手続の誤り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	
総数	380	369	12	84	240	255	32	1	18	-	4	6	13	-	-	1,021
死刑	5	5	1	6	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
無期懲役	11	11	1	1	9	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	18
有期懲役	30年以下	6	6	-	1	4	5	-	-	1	-	-	-	1	-	8
	25年以下	5	5	-	2	2	4	-	-	1	-	-	1	1	-	11
	20年以下	31	30	1	15	20	21	3	1	2	-	1	2	2	-	41
	15年以下	55	55	1	12	35	39	4	-	-	-	-	-	-	-	103
	10年以下	87	86	3	19	51	64	5	-	3	-	1	-	2	-	221
	7年以下	84	84	2	11	58	53	6	-	1	-	1	-	1	-	192
	5年以下	62	62	3	10	39	39	8	-	-	-	-	-	-	-	158
	3年以下	29	25	-	7	21	17	6	-	4	-	-	2	1	-	232
	うち一部執行猶予	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	うち全部執行猶予	10	6	-	3	2	5	1	-	4	-	-	2	1	-	185
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無罪	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1	-	5	-	-	13
家裁へ移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20

(注) 1 実人員である。

2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。

4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果						上告申立人員	（参考）第一審終局人員
		控訴棄却	破棄差戻	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	破棄自判	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	取下げ		
総数	380	302	6	6	36	19	35	1	159 1,021
死刑	5	3	-	-	1	1	1	-	4 2
無期懲役	11	10	-	-	1	1	-	-	9 18
有期懲役	30年以下	6	6	-	-	-	-	-	5 8
	25年以下	5	2	2	2	-	-	1	- 4 11
	20年以下	31	24	3	3	2	1	2	- 20 41
	15年以下	55	45	-	-	4	2	6	- 23 103
	10年以下	87	68	1	1	12	4	6	- 38 221
	7年以下	84	63	-	-	11	7	10	- 31 192
	5年以下	62	52	-	-	2	-	8	- 16 158
	3年以下	29	25	-	-	2	2	1	1 9 232
	うち 一部執行猶予	1	-	-	-	-	-	1	- - 3
	うち 全部執行猶予	10	7	-	-	2	2	-	1 5 185
	罰金	-	-	-	-	-	-	-	- 1
無罪	5	4	-	-	1	1	-	-	- 13
家裁へ移送	-	-	-	-	-	-	-	-	- 1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	- 20

(注) 1 実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

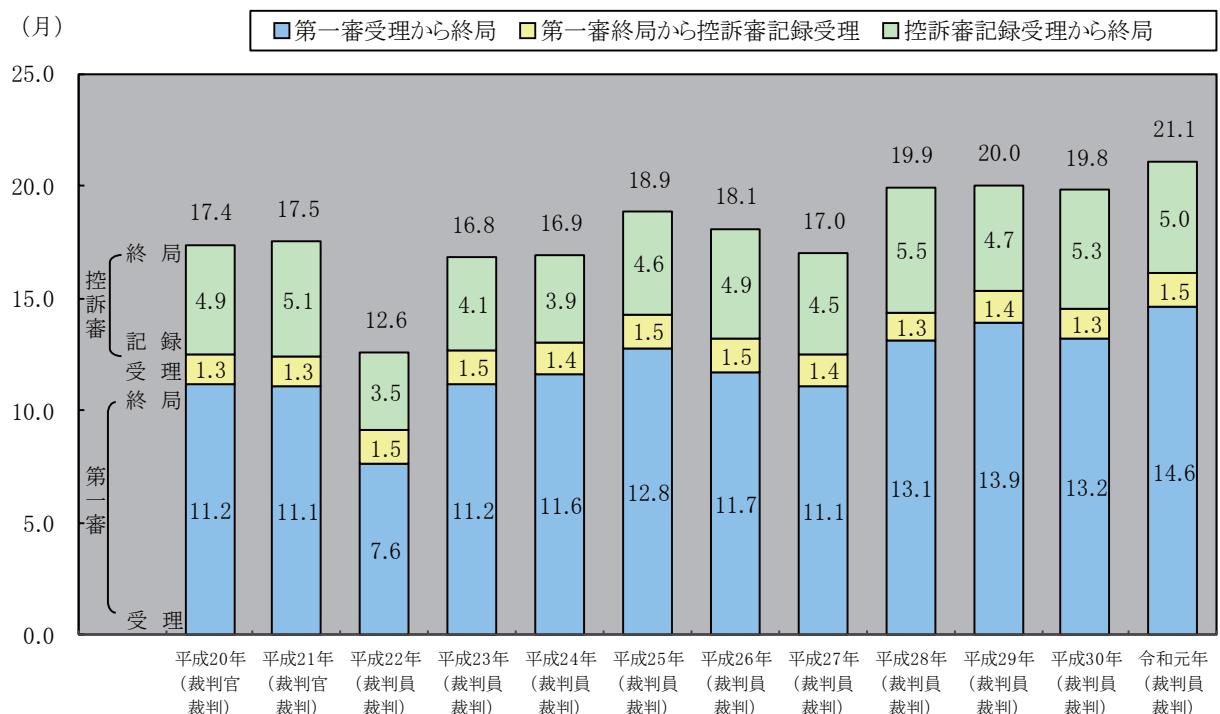
	破棄人員
終局人員	380
破棄人員	42
(破棄率(%))	(11.1)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	1
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	3
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	2
量刑不当(刑事訴訟法381条)	4
事実誤認(刑事訴訟法382条)	15
判決後の情状(刑事訴訟法393条2項)	19
その他	-

(注) 1 実人員である。

2 破棄理由が2以上の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。

よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

## (参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷((準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷处罚法に規定する罪である。

2 終局人員は、平成22年(215人)、平成23年(452人)、平成24年(397人)、平成25年(367人)、平成26年(356人)、平成27年(353人)、平成28年(310人)、平成29年(300人)、平成30年(301人)及び令和元年(304人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

## 7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から令和元年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方							
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	171	52	32	73	87	132	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	
控訴棄却	151	50	30	68	80	121	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無期	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	1	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	6	-	2	2	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	5	1	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴	うち一部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち全部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。

3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員総数には計上した。

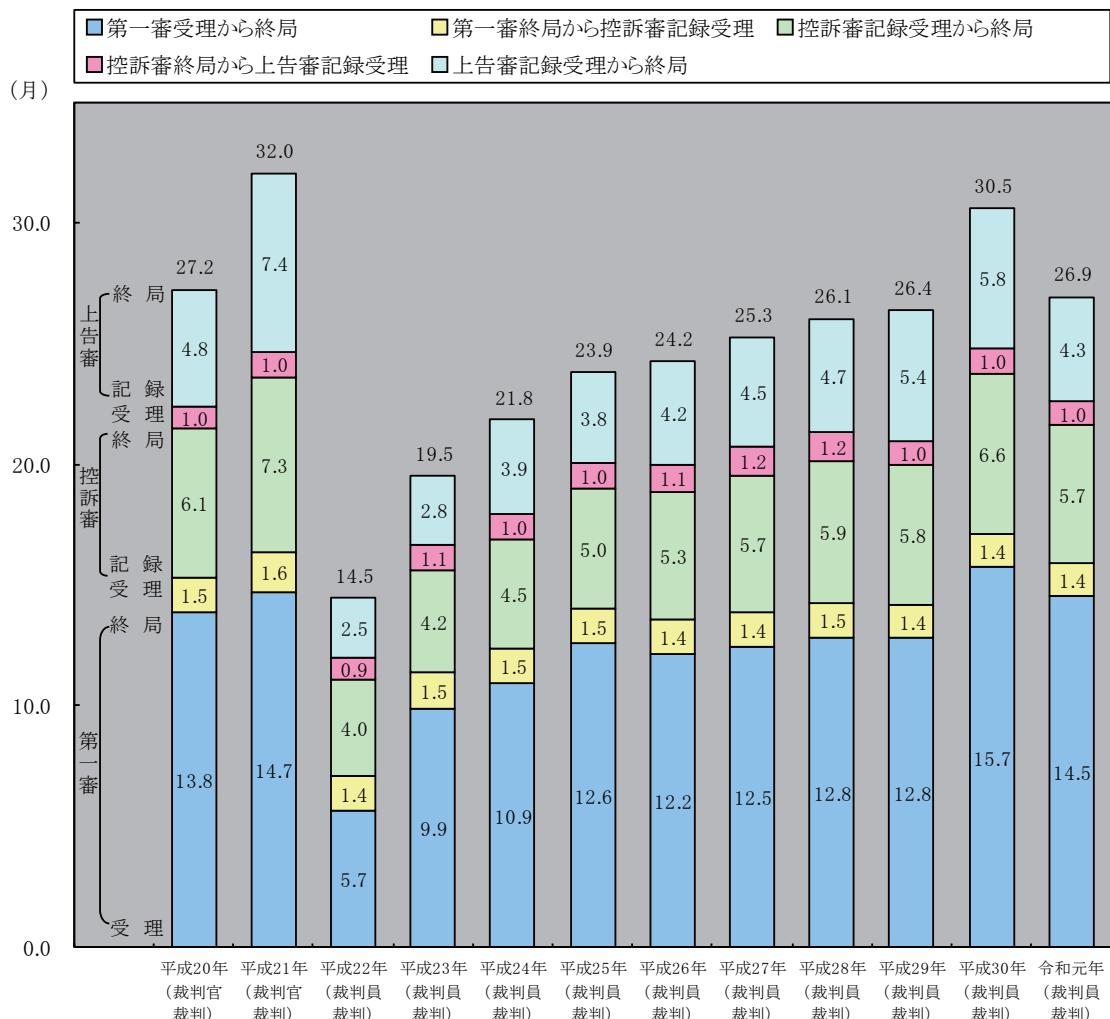
図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果	上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ
		判決	決定	差戻し・移送	自判		
総数	171	5	149	-	-	-	17
控訴棄却	151	4	135	-	-	-	12
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-
	無期	2	1	1	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-
	25年以下	1	-	1	-	-	-
	20年以下	1	-	1	-	-	-
	15年以下	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	-	2	-	-	2
	7年以下	6	-	5	-	-	1
	5年以下	5	-	3	-	-	2
	3年以下	-	-	-	-	-	-
うち 一部執行猶予		-	-	-	-	-	-
うち 全部執行猶予		-	-	-	-	-	-
無罪		-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		1	-	1	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-

(注) 実人員である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷((準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷处罚法に規定する罪である。

2 終局人員は、平成22年(裁判員裁判)(33人)、平成23年(裁判員裁判)(154人)、平成24年(裁判員裁判)(173人)、平成25年(裁判員裁判)(159人)、平成26年(裁判員裁判)(170人)、平成27年(裁判員裁判)(133人)、平成28年(裁判員裁判)(138人)、平成29年(裁判員裁判)(125人)、平成30年(裁判員裁判)(129人)及び令和元年(裁判員裁判)(128人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(裁判官裁判)(259人)及び平成21年(裁判官裁判)(277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

#### 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況、4)裁判員法違反事件の処理状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が選任された人員	国選弁護人が選任された人員
総数	1,001	179 (17.9)	880 (87.9)
殺人	237	27 (11.4)	218 (92.0)
強盗致傷	206	36 (17.5)	182 (88.3)
覚せい剤取締法違反	116	12 (10.3)	110 (94.8)
現住建造物等放火	98	8 (8.2)	94 (95.9)
傷害致死	79	20 (25.3)	65 (82.3)
(準)強制わいせつ致死傷	70	21 (30.0)	51 (72.9)
(準)強制性交等致死傷	39	1 (2.6)	39 (100.0)
麻薬特例法違反	32	17 (53.1)	21 (65.6)
強盗致死(強盗殺人)	25	3 (12.0)	23 (92.0)
強盗・強制性交等	19	4 (21.1)	18 (94.7)
銃刀法違反	14	12 (85.7)	6 (42.9)
偽造通貨行使	13	2 (15.4)	11 (84.6)
危険運転致死	8	3 (37.5)	6 (75.0)
傷害	7	3 (42.9)	6 (85.7)
逮捕監禁致死傷	7	2 (28.6)	5 (71.4)
(準)強姦致死傷	5	1 (20.0)	4 (80.0)
保護責任者遺棄致死	5	1 (20.0)	5 (100.0)
強盗	5	2 (40.0)	3 (60.0)
拐取者身の代金取得等	3	1 (33.3)	2 (66.7)
強盗強姦	3	-	3 (100.0)
窃盗	2	1 (50.0)	1 (50.0)
通貨偽造	1	-	1 (100.0)
(準)強制わいせつ	1	-	1 (100.0)
(準)強制性交等	1	-	1 (100.0)
死体損壊等	1	-	1 (100.0)
暴行	1	1 (100.0)	1 (100.0)
強要	1	1 (100.0)	-
大麻取締法違反	1	-	1 (100.0)
関税法違反	1	-	1 (100.0)

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人
総数	1,001	140 (14.0)
殺人	237	13 (5.5)
強盗致傷	206	13 (6.3)
覚せい剤取締法違反	116	96 (82.8)
現住建造物等放火	98	—
傷害致死	79	6 (7.6)
(準)強制わいせつ致死傷	70	—
(準)強制性交等致死傷	39	4 (10.3)
麻薬特例法違反	32	2 (6.3)
強盗致死(強盗殺人)	25	—
強盗・強制性交等	19	—
銃刀法違反	14	—
偽造通貨行使	13	1 (7.7)
危険運転致死	8	—
傷害	7	1 (14.3)
逮捕監禁致死傷	7	—
(準)強姦致死傷	5	—
保護責任者遺棄致死	5	—
強盗	5	—
拐取者身の代金取得等	3	—
強盗強姦	3	—
窃盗	2	—
通貨偽造	1	—
(準)強制わいせつ	1	1 (100.0)
(準)強制性交等	1	—
死体損壊等	1	—
暴行	1	1 (100.0)
強要	1	—
大麻取締法違反	1	1 (100.0)
関税法違反	1	1 (100.0)

(注) 1 実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	140
中国語	37
北京語	28
広東語	9
英語	31
スペイン語	12
タイ語	11
ベトナム語	10
マレー語	10
ポルトガル語	7
韓国・朝鮮語	4
フィリピン(タガログ)語	4
ペルシャ語	4
タミール語	2
イタリア語	1
シンハラ語	1
ドイツ語	1
ネパール語	1
パンジャビ語	1
フランス語	1
チェコ語	1
リトニア語	1

(注) 実人員である。

被告人に対し、手話通訳人等を付した判決人員は図表80のとおりである。

図表80 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員  
(該当なし)

手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の人員は、図表81のとおりである。また、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対して、手話通訳、要約筆記、点字翻訳、車いすの貸出、職員による付添い等、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は51件あった。

図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手續期 日に出席した 裁判員候補 者	選任された 裁判員・補充 裁判員
総数	27,874	7,637
うち手話通訳	10	2
うち要約筆記	3	-
うち点字翻訳	1	-

(注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、  
延べ人員である。  
2 1以外の人員は、実人員であり、概数である。

裁判員法違反事件の処理状況は、図表82のとおりである。

図表82 裁判員法違反事件の処理状況  
(該当なし)

裁判員候補者及び裁判員等に対し、過料の制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。